

CFPプログラム 意見公募結果報告書

報告日		2015年1月23日			
意見公募実施期間		2014年12月22日 ~ 2015年1月8日			
PCR原案受付番号		PDE-138			
製品の属する分類		リサイクルプラスチック原料(中間材)			
意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
1	1	適用範囲	本CFP-PCRの内容は、PA-CS-01を改訂して盛り込むべき	本CFP-PCRの範囲は、既に存在する再生プラスチック（中間材）CFP-PCRの範囲内である。CFP-PCR原案に記載された理由は、新たにCFP-PCRを作成する理由として妥当とは考えにくい。	PA-CS-01を改訂して盛り込むことを当初は検討した。しかしながら、今回のCFP-PCR策定者は産業系廃プラスチックを主たる原料とする事業者であり、産業系廃プラスチックを主たる原料とする場合の算定ルールが一般廃棄物系の原料の場合にも適用可能か不明である。そのため、仮にPA-CS-01を改訂した場合、当該CFP-PCRの対象製品の範囲を限定する形にせざるを得ない。以上を理由に別のCFP-PCRとして策定することとした。
2	3	引用規格および引用CFP-PCR	2ボツ目のJIS K 6900の引用を日本工業規格とすべき	JIS K 6900はCFP-PCRではない	ご指摘に基づき修正した。
3	7-5	その他	フォークリフト等の使用に係る負荷が微小である根拠を示すべき	負荷が微小と書かれているが、根拠が不明	フォークリフト等を用いるのは主に材料入荷時と製品（原料）出荷時であり、場内での移動に使われる。場内での1回の移動距離は長くて100m程度であり、原材料の調達輸送や、製品の出荷輸送の距離と比べると数十分の1の距離である。そのため、フォークリフト等のエネルギー利用設備による負荷は、算定対象とした主要なエネルギー利用設備と比較するとごくわずかであると、カットオフ対象とした。
4	8-4	シナリオ	ポリエチレン、ポリプロピレン以外の算出方法も記載すべき。又は、一般的な値を示すべき。	CFP-PCRの適用範囲がリサイクルプラスチック原料と記載されているため、特定の樹脂のシナリオのみを記載すべきでない	ご指摘に基づき、特定の樹脂の種類に特化した形での記述は修正し、他の樹脂の種類についてもシナリオ設定が可能であるようにした。一方、既存の調査により、樹脂の種類別に設備別負荷率は異なることが分かっているが、現時点では、リサイクルポリエチレンおよびリサイクルポリプロピレンの場合しか調査結果が無いため、この2点のみ算出方法を記載している。
5	8-5	その他	金属、ガラス等の異物の取扱いについて、微量である根拠を示すべき	負荷が微小と書かれているが、根拠が不明	産業系廃プラスチックは、金属、ガラス等の異物が含まれていると材料としての価値が下がるため、一般的に微量であることからカットオフ対象とした。
6	8-5	その他	カットオフ基準の特例について、廃水処理剤、梱包および保管プロセスの寄与が微小である根拠を示すべき	負荷が微小と書かれているが、根拠が不明	事前の試算結果により寄与が微小であることが分かっているため、カットオフ対象とした。